

## 防火について

### 不燃認定品

法定不燃石膏ボードへの施工(直張り)で「不燃仕上げ」になります。  
防火規制の厳しい用途に適しています。

#### 不燃認定品の防火性能

防火種別	防火性能(施工法:直張り)			
	不燃材料下地	不燃石膏ボード	準不燃材料下地	金属板下地
1-1	不燃	不燃	準不燃	準不燃
1-4	不燃	不燃	準不燃	不燃
1-6	不燃	不燃	準不燃	—

## 防火認定制度と見本帳表示について

### 防火材料について

防火材料とは、不燃材料・準不燃材料・難燃材料の3つの性能区分に分けられ、国土交通大臣が定めた、または認定した材料です。建築基準法により内装制限を受ける箇所には所要の防火性能を持つ材料を使用しなければなりません。壁紙は、下地との組み合わせで防火性能が決まります。つまり、施工する下地の性能によっては同じ壁紙でも防火性能が異なる場合があります。下記告示に表記のない下地に施工した場合は、防火壁装材料として認められません。

- 不燃材料(建設省告示第1400号ならびに国土交通省告示第1178号による改正)  
建築基準法第2条第九号の規定に基づき、不燃材料を次に定めるものとする。

コンクリート、れんが、瓦、陶磁器質タイル、繊維強化セメント板、ガラス繊維混入セメント板(厚さ3mm以上)、繊維混入ケイ酸カルシウム板(厚さ5mm以上)、鉄鋼、アルミニウム、金属板、ガラス、モルタル、しっくい、石、石膏ボード(厚さ12mm以上、ボード用原紙の厚さ0.6mm以下)、ロックウール、グラスウール板

- 準不燃材料(建設省告示第1401号平成12年6月1日)  
建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第五号の規定に基づき、準不燃材料を次のように定めるものとする。

不燃材料、石膏ボード(厚さ9mm以上、ボード用原紙の厚さ0.6mm以下)、木毛セメント板(厚さ15mm以上)、硬質木片セメント板(厚さ9mm以上、かさ比重0.9以上)、木片セメント板(厚さ30mm以上、かさ比重0.5以上)、パルプセメント板(厚さ6mm以上)

- 難燃材料(建設省告示1402号平成12年6月1日)  
建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第六号の規定に基づき、難燃材料を次のように定めるものとする。

準不燃材料、難燃合板(厚さ5.5mm以上)、石膏ボード(厚さ7mm以上、ボード用原紙の厚さ0.5mm以下)

※ご不明な点につきましては建築主事にご確認ください。

### 防火認定番号について

認定番号は、不燃の防火性能を有するものは「NM」、準不燃は「QM」、難燃は「RM」の記号がそれぞれ頭に付いた4桁の番号となります。

認定番号	
不燃 NM-○○○○	*NM - 「Noncombustible Material」燃えにくい材料
準不燃 QM-○○○○	*QM - 「Quasi Noncombustible Material」類似(準)燃えにくい材料
難燃 RM-○○○○	*RM - 「Fire Retardant Material」火を遅らせる材料

### 防火壁装材料認定共同管理の運用開始について

一般社団法人日本壁装協会は、防火壁装材料の認定共同管理を開始しております。

協会として新たに防火材料認定を取得することで、防火壁装材の認定使用に関する品質の向上、仕様・性能面でのコンプライアンスの維持を目的としています。

⚠ 価格表に掲載している防火認定番号および防火種別が、見本帳有効期限内に変更される場合があります。  
日本壁装協会の「壁紙品質情報検索システム」で最新の情報をご確認くださいようお願いいたします。

日本壁装協会の壁紙品質情報検索システムがお役に立ちます。

<https://www.wacoa.jp/Hekisou/>

日本壁装協会

検索

# 防火認定制度について

防火壁装材料の種別一覧表

防火種別	防火性能					
	施工方法/直張り			施工方法/下張り		
	不燃材料	不燃石膏ボード	準不燃材料	金属板	不燃材料	不燃石膏ボード
1-1	不燃	不燃	準不燃	不燃	不燃	不燃
1-2	不燃	準不燃	準不燃	難燃	準不燃	難燃
1-3	不燃	準不燃	準不燃	難燃	難燃	難燃
1-4	不燃	不燃	準不燃	不燃	—	—
1-5	不燃	不燃	準不燃	難燃	—	—
1-6	不燃	不燃	準不燃	—	—	—
1-7	不燃	準不燃	準不燃	不燃	—	—
1-8	不燃	準不燃	準不燃	準不燃	—	—
2-1	準不燃	準不燃	準不燃	準不燃	—	—
2-2	準不燃	準不燃	準不燃	難燃	難燃	難燃
2-3	準不燃	準不燃	準不燃	—	—	—
2-4	準不燃	準不燃	準不燃	難燃	—	—
2-5	準不燃	準不燃	準不燃	—	難燃	難燃
2-6	準不燃	準不燃	—	—	—	—
2-7	準不燃	準不燃	—	不燃	—	—
3-1	不燃	難燃	難燃	—	—	—
3-2	不燃	不燃	難燃	—	—	—
3-3	不燃	準不燃	難燃	—	—	—
4-1	準不燃	難燃	難燃	—	—	—
4-2	準不燃	準不燃	難燃	—	—	—
5-1	難燃	難燃	難燃	—	—	—
6-1	不燃	不燃	—	—	—	—
6-2	—	—	—	不燃	—	—
6-3	不燃	不燃	—	不燃	—	—
6-4	不燃	—	—	不燃	—	—
6-5	不燃	—	—	—	—	—

◇防火認定について  
防火認定商品は、施工現場において基材となる下地材ごとに日本壁装協会制定による「防火壁装材料の施工共通仕様」によって仕上げた場合、国土交通大臣より防火材料として認定されます。

◇防火種別について  
この種別は、認定番号等の公的な表示ではありませんのでご注意ください。また種別は随時追加・変更がなされており、必ず最新の情報をご確認ください。

◇施工管理について  
施工管理は、「申請者が直接施工を行う責任施工」または「申請者が責任をもって施工者を指導する」のいずれかで行います。

壁紙との組み合わせで防火認定取得可能な施工下地の代表例

- ・不燃材料 …………… 告示第1400号の「厚さ5mm以上の繊維強化ガラス板」「モルタル」
- ・不燃石膏ボード …………… 告示第1400号の「厚さ12mm以上の石膏ボード」
- ・準不燃材料 …………… 告示第1401号の「厚さ9mm以上の石膏ボード」
- ・金属板 …………… 告示第1400号の「金属板」(アルミニウムを除く)

## 防火ラベルについて

### 壁紙品質情報管理システムの軸は、「防火製品表示ラベル」と「防火施工管理ラベル」

壁紙品質情報管理システムでは、防火壁装材料の製造出荷から現場施工仕上げまでの管理を一貫して行うため、2つの表示ラベルを運用します。製品には「防火製品表示ラベル」が、また、施工現場の仕上げ箇所には「防火施工管理ラベル」がそれぞれ表示されます。なお、日本壁装協会の「防火壁装材料品質情報管理システム」に参加、登録していない場合、両ラベルの表示ができませんのでご注意ください。

#### 1. 防火製品表示ラベルについて

国土交通省より防火認定を取得し、防火仕上げに適用できる壁紙には、製品の表装面に「防火製品表示ラベル」が貼り付けられます。また、ラベルには防火性能や認定番号、その他の認定に関する情報が記載されています。

#### 防火製品表示ラベルの種類

紙系壁紙	繊維系壁紙	樹脂・繊維系壁紙	プラスチック壁紙	無機質系壁紙	その他
------	-------	----------	----------	--------	-----

#### 材料の区分、種類および商品名称

「防火壁装材料・品質情報管理システム」では、「材料の区分」「種類」の項目を設けて、防火壁装材料の分類に活用しています。なお、「材料の区分」の構成内容は前記の「防火製品表示ラベル」に準じて整理し、また「種類」は製法や素材構成、化粧層の違いにより設定されています。

材料区分	紙系壁紙	繊維系壁紙	樹脂・繊維系壁紙	プラスチック系壁紙	無機質系壁紙	その他
種類	加工紙 紙布 和紙	織物 植毛 化学繊維織物 化学繊維植毛 化学繊維不織布 絹織物	強化ビニル	プラスチック オレフィン	水酸化アルミニウム系 骨材 ガラス繊維	合成紙 どんす張り 塗膜仕上げ

#### 2. 防火施工管理ラベルについて

認定条件に基づいて壁紙と下地基材を組み合わせ、かつ日本壁装協会が制定した「防火壁装材料の施工共通仕様」により施工を行った場合、施工箇所には防火性能を表す「防火施工管理ラベル」を表示することができます。

#### 防火施工管理ラベルの種類

<p><b>不燃材料</b> （赤）</p> <p>防火認定番号 認定施工管理番号 認定品名</p>	<p><b>準不燃材料</b> （緑）</p> <p>防火認定番号 認定施工管理番号 認定品名</p>	<p><b>難燃材料</b> （黄）</p> <p>防火認定番号 認定施工管理番号 認定品名</p>
--	---	--

# 内装制限一覧表

建築基準法施行令第128条の3の2、第128条の4、第129条及び第112条、第128条の3等の内装制限に関する部分を要約一覧表としたもの。

特殊建築物等		対象となる規模等				制限		
		耐火建築物	準耐火建築物(イ)	準耐火建築物	その他の建築物	居室等	通路・階段等	
特殊建築物	1	客席の床面積の合計が400㎡以上のもの	客席の床面積の合計が100㎡以上のもの					
	2	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る)、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設等(幼児遊戯型認定こども園を含む。以下同じ)、その他これらに類するもので政令に定めるもの	3階以上の部分の床面積の合計が300㎡以上のもの(100㎡が共同住宅は200㎡)以内に防火区画されたものは除く	2階の部分の床面積の合計が300㎡以上(病院、診療所についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る)のもの	床面積の合計が200㎡以上のもの	壁・難燃以上 床面上1.2m以下除く	準不燃以上(壁・天井とも) ※2	
	3	百貨店、マーケット、展示場、キッズレーン、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店または物品販売業を営む店舗(床面積10㎡以内は除く。)	3階以上の部分の床面積の合計が1,000㎡以上のもの	2階の部分の床面積の合計が500㎡以上のもの	床面積の合計が200㎡以上のもの	壁・難燃以上 天井・難燃以上(3階以上に居室を有するものは準不燃以上) ※2	準不燃以上(壁・天井とも) ※2	
	4	自動車車庫、自動車修理工場、映画スタジオまたはテレビスタジオ	全 部				準不燃以上(壁・天井とも) ※2	準不燃以上(壁・天井とも) ※2
	5	地下または地下工作物内に上記1、2、3の用途の居室を有するもの	全 部				準不燃以上(壁・天井とも) ※2	準不燃以上(壁・天井とも) ※2
建築物の規模	6	階数が3以上で延べ面積が500㎡を超えるもの	学校等(※1)を除く。耐火建築物または準耐火建築物(イ)の高さ31m以下で100㎡以内に防火区画された特殊建築物に供さない居室を除く。本表2種の高さ31m以下の部分には適用しない。			難燃以上(壁・天井とも)	準不燃以上(壁・天井とも) ※2	
		階数が2で延べ面積が1,000㎡を超えるもの				難燃以上(壁・天井とも)		
		階数が1で延べ面積が3,000㎡を超えるもの				難燃以上(壁・天井とも) ※2		
無窓	7	窓その他の開口部を有しない居室(天井の高さ6mを超えるものを除く)	床面積が50㎡を超える居室で窓等開放できる部分(天井から下方80cm以内の部分に限る)の面積の合計が床面積の1/50未満のもの			準不燃以上(壁・天井とも) ※2	準不燃以上(壁・天井とも) ※2	
			温湿度調整を必要とする作業室等(法第28条第1項)					
調理室等	8	調理室、浴室その他の室で、かまど、こんろ、その他火を使用する設備または器具を設けたもの	階数2以上の住宅(事務所、店舗兼用を含む)の最上階以外の階に火を使う設備を設けたもの			準不燃以上(壁・天井とも) ※2	/	
		住宅以外の建築物の火を使う設備を設けたもの						

[除外規定] 上表各種の制限は、スプリンクラー等自動式のもの及び令126条の3の規定に適合する排煙設備を設けた部分には適用されません。

防火区画	9	建築物の11階以上の部分	100㎡以内に防火区画	スプリンクラー等自動式ものを設置すれば区画は2倍に拡大できる	準不燃以上(壁・天井とも)	壁/床面上1.2m以下除く
		200㎡以内に防火区画(特定防火設備とすること)				
		500㎡以内に防火区画(特定防火設備とすること)				
	100㎡以内に防火区画					
10	地下街	200㎡以内に防火区画(特定防火設備とすること)			準不燃以上(壁・天井とも)	壁/床面上1.2m以下除く
		500㎡以内に防火区画(特定防火設備とすること)			不燃(壁・天井とも)	

- ① 回り廊、窓台、その他これらに類するものは内装制限から除かれています。
- ② 法令の定めによって設けられる遊覧階段、特別遊覧階段は、下地とも不燃材で仕上げることとなります。
- ③ 内装制限の適用が重複してかかる場合は、法令で規定ある場合を除いては制限の厳しい方が適用されます。
- ④ この一覧表は概要をまとめたものですから、詳細は法令の本文を参照してください。
- ⑤ 都道府県では条例で独自の内装制限を定めているものもあります。各自治体に確認してください。

- ※1 学校、体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場またはスポーツの練習場。  
 ※2 その仕上げに準ずるものとして国土交通大臣が定める方法により国土交通大臣が定める材料の組み合わせによってしたもの。